平成26年6月10日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
千葉県知事(3)第03799号	有限会社東総ファイナンス
宮城県知事(5)第02019号	弘進ファイナンス

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成26年5月1日	東京都知事(2)第31275号	トラストホールディングス株式会社（トラストセキュリティ株式会社）
平成26年5月20日	東京都知事(11)第00552号	有限会社ローンズ学灯社（有限会社ローンズ学燈社）

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年六月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一(一) 登録海技免許講習実施機関の名称　愛知県立三谷水産高等学校
(二) 代表者の氏名
（変更前）鈴木　研
（変更後）丸﨑　敏夫
(三) 変更年月日　平成二十六年四月一日
二(一) 登録海技免許講習実施機関の名称　新潟県立海洋高等学校
(二) 代表者の氏名
（変更前）山岸　克夫
（変更後）久保田郁夫
(三) 変更年月日　平成二十六年四月一日
三(一) 登録海技免許講習実施機関の名称　宮城県気仙沼向洋高等学校
(二) 代表者の氏名
（変更前）瀬戸巳治雄
（変更後）千田　健一
(三) 変更年月日　平成二十六年四月一日
四(一) 登録海技免許講習実施機関の名称　山形県立加茂水産高等学校
(二) 代表者の氏名
（変更前）長谷川　賢
（変更後）佐藤　淳
(三) 変更年月日　平成二十六年四月一日

平成26年6月10日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
秋田県知事(7)第00594号	アール・エス・フジテック株式会社
埼玉県知事(2)第03855号	株式会社川金金融

三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の3第5項の規定に基づき、次のとおり三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成26年6月25日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

（「次のとおり」は省略し、三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課、神奈川県庁及び三浦市役所に備え置いて縦覧に供する。）

五(一) 登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社日本船舶職員養成協会西日本
(二) 海技免許講習の種類
レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習の追加
(三) 変更年月日　平成二十六年六月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年六月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称　愛知県立三谷水産高等学校
(二) 代表者の氏名
（変更前）鈴木　研
（変更後）丸﨑　敏夫
(三) 変更年月日　平成二十六年四月一日
二(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称　新潟県立海洋高等学校
(二) 代表者の氏名
（変更前）山岸　克夫
（変更後）久保田郁夫
(三) 変更年月日　平成二十六年四月一日
三(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称　宮城県気仙沼向洋高等学校
(二) 代表者の氏名
（変更前）瀬戸巳治雄
（変更後）千田　健一
(三) 変更年月日　平成二十六年四月一日
四(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称　山形県立加茂水産高等学校
(二) 代表者の氏名
（変更前）長谷川　賢
（変更後）佐藤　淳
(三) 変更年月日　平成二十六年四月一日

登録操縦免許証更新講習事務の休止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の七の規定により次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録操縦免許証更新講習事務の全部を休止する旨の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の第三号の規定により、公示する。

平成二十六年六月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　合同会社白い航跡
二　登録番号　操更講第二十一号
三　休止期間
自　平成二十六年六月一日
至　平成二十七年十二月十日

登録操縦免許証失効再交付講習事務の休止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十二の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録操縦免許証失効再交付講習事務の全部を休止する旨の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第三号の規定により、公示する。

平成二十六年六月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　合同会社白い航跡
二　登録番号　操失講第二十一号
三　休止期間
自　平成二十六年六月一日
至　平成二十七年十二月十日